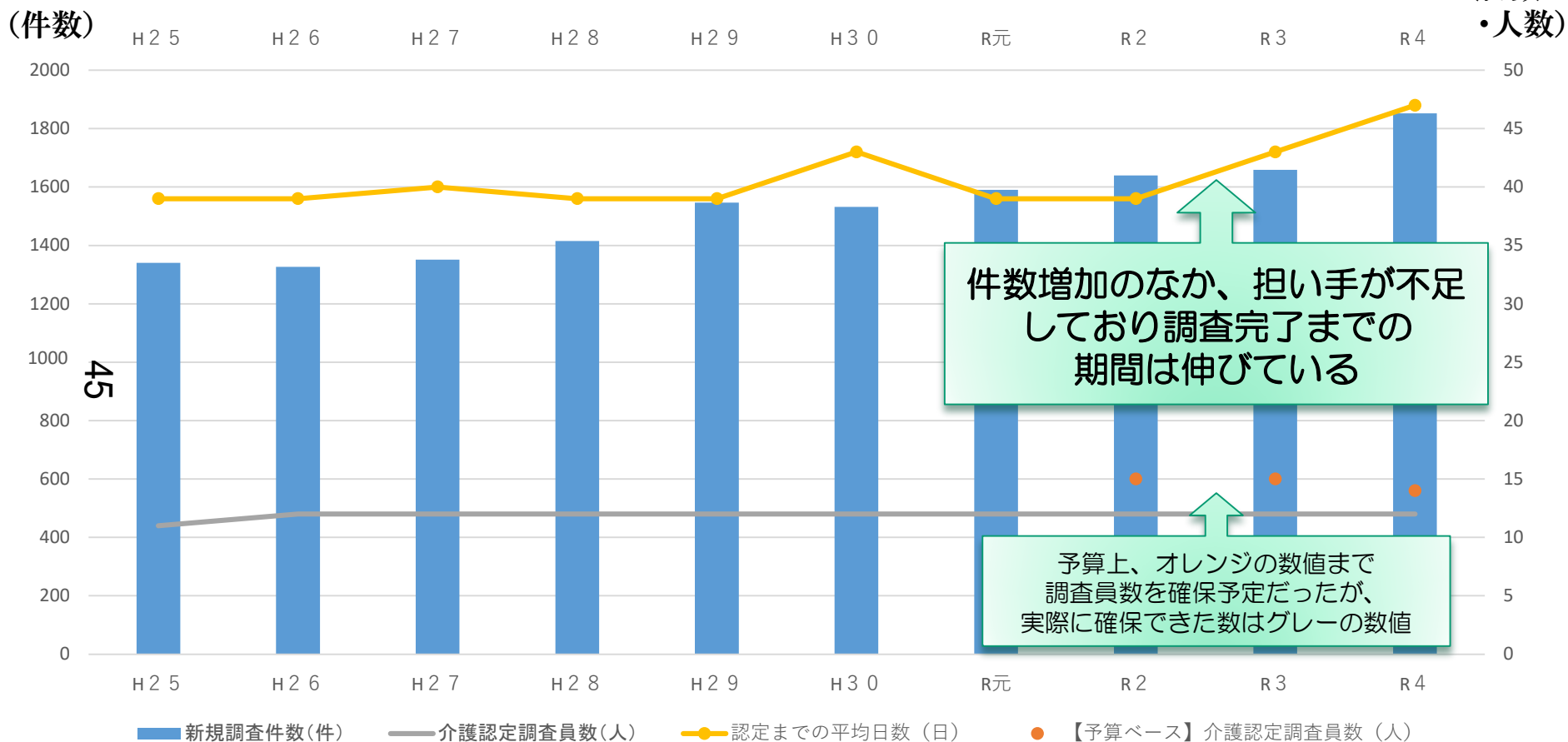


要介護(要支援)認定申請に係る 調査主体の拡大に関する見直し

令和5年6月
我孫子市

1 本市の現状及び提案概要

新規調査件数と認定までの期間（担い手の状況）

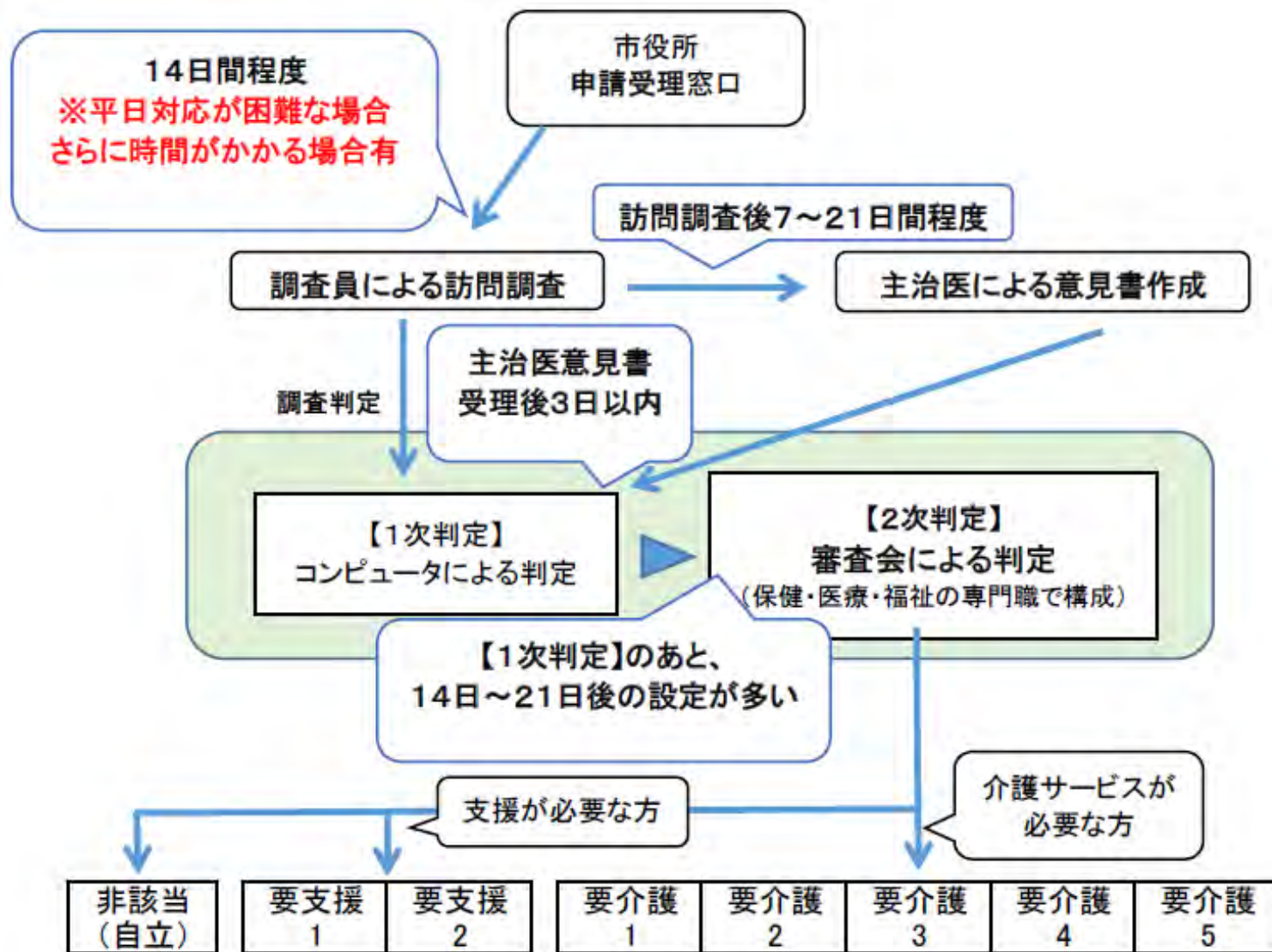


提案概要

居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲について
更新・区分変更認定調査のみでなく新規の調査を可能とする

1 本市の現状及び提案概要

申請～調査～認定までのステップ及び事務対応期間



2 課題(支障事例)

- 新規申請が増加する一方、市の認定調査員の確保が難しく、事務が追いつかないことから、調査までに2週間以上要することがある。

- 47
- 申請者や家族の状況により、土日・祝祭日等の調査を希望されることがあるが、対応が困難。

⇒ 上記のような理由から認定までに時間を要し、すみやかにサービス提供を開始できない。

3 事例

(対象者の家族が平日に働いている場合)

- 調査対象者の家族が、平日の対応は難しいため土日祝祭日の調査を希望
 - 市の介護認定調査員は平日対応しかできないため
48 平日での日程調整を依頼
 - 家族が平日対応可能な日程を確保
 - 訪問・認定調査を実施
- ⇒ 日程調整に時間を要し、申請から2か月後の認定決定となった

3 事例

(対象者が市外に入院している場合)

- 調査対象者が都内の病院に入院中のため、病院所在地の自治体に新規認定調査を依頼
 - 病院が多数ある地域では、所在地以外の自治体から同様の依頼があるため、調査までに1か月以上かかったり、対応不可と回答される場合あり
- ⇒ 調査時期が遅くなり、申請から2か月後の認定決定となった

4 見直しの効果

更新・区分変更認定調査に限らず、新規の認定調査についても居宅介護支援事業所に委託が可能となることで、新規調査の担い手を確保することができる

増加する申請への対応及び申請から認定までの期間の短縮など、市民サービスの向上につながる

居宅介護支援事業所における新規認定調査が可能であれば市調査員が急ぎの案件の対応に回ることも可能となる

5 提案への懸念事項とそれに対する考え方

指定事務受託法人に委託可能な現状で制度としては十分なのではないか

- 現状では、指定事務受託法人の数が圧倒的に少ない(R5.5現在、千葉県内では3か所。提案検討時のR4は2か所)
- 指定事務受託法人は原則として介護サービスの運営ができず、認定調査のために職員を確保する必要があり、人員確保が難しい。例外として、介護サービスを運営している事業所でも受託法人になることが可能なケースもあるが、当該市町村に受託法人がないといった特別の事情があると認められた場合に限られており、成り手が少ない。居宅介護支援事業所の多くはケアプランの作成を主な業務としており、従として、要介護認定に係る認定調査を行おうとする場合、同調査を主な業務とする指定事務受託法人制度は実態としてそぐわない状況にある。
- 居宅介護支援事業所が条件付きで指定事務受託法人となる場合、本来の業務(ケアプラン作成業務)に加えての実施となり、認定調査業務にかかる人員を(指定事務受託法人としての役割を担えるよう)十分に割くことは困難。
- 居宅介護支援事業所で同時期に新規認定調査が可能になることで、自治体における新規認定調査を効率的に運用することが可能となる。当市から更新・区分変更に係る調査を委託している事業所からは「事業所の規模が小さく、余力がないため、指定事務受託法人になるのは難しいが、少数の新規認定調査の実施であれば協力可能である」という声もあった。現在、当市から更新調査を委託している事業所は、毎月約20～25事業所あり、それらの事業所でも新規認定調査が可能になれば、各事業所における受託件数が少数であっても、居宅介護支援事業所は一定数母数があり、地域全体ではある程度委託可能件数を確保できる。

5 提案への懸念事項とそれに対する考え方

居宅介護支援事業所には新規調査のノウハウがなく対応できないのではないか

- 「新規認定調査」と「更新及び区分変更認定調査」において、調査内容の違いはない。概況調査、基本調査項目及び特記事項の記載が必要。
- 新規の場合は、申請から認定・サービス利用の流れ等の説明を行う場合があり、その対応は必要に応じて市で行う。

5 提案への懸念事項とそれに対する考え方

過去、居宅介護支援事業者等も新規認定調査が可能となっていたところ、公平・公正の観点から2005年に法改正し、新規認定調査については市町村実施の原則が徹底された経緯があるがどう考えているか。

- 新規の認定調査においては、介護保険サービスの利用がない方が対象であり認定調査時点では要介護度は決まっておらず、公平性への影響は最小限に留められるものとする。
- ケアプランを作成するケアマネジャーの選択・決定権は市民にあり、このことを制度運用にあたり明確に調査対象の市民に伝えるようにする。
- 現在の運用においても訪問調査の内容と主治医意見書の内容に乖離がある場合には、認定審査会においてしっかりと議論され適切な審査結果が出されている。仮に公正性が疑われることがあれば、認定審査会で是正していくことは十分可能と考える。

5 提案への懸念事項とそれに対する考え方

本支障事例の解決のための別のアプローチはないのか。

- 介護保険法第28条、33条に定められた更新調査について、更新調査の実施規定を緩和することや、更新調査自体を必ず行わなければならないとするのではなく、介護保険法第29条、第33条の2⁵⁴における区分変更申請を必要に応じ行うこととする見直しが考えられる。
- 定期的に行うこととなっている更新調査を、必須ではなく必要に応じて行うこととし、区分変更申請があった場合に調査を行うこととするもの。
- この別アプローチの実現により、自治体の認定調査員を新規認定調査に注力させることが可能となり、申請から認定までの期間短縮に繋がる。